

# 中小企業の決算実務と申告税務のポイント

税理士 佐藤善恵

## 第16回 貸借対照表科目を確認する③

- ポイント①** 経過勘定を正しく計上しているか確認します
- ポイント②** 税務上の短期前払費用は損金に算入することができます

### 1 経過勘定

経過勘定（前払費用、前受収益、未払費用、未収収益）を処理します。ただし、中小企業の会計に関する指針では、重要性の乏しい経過勘定は計上しなくてもよいとされています。

#### 〈よく似た勘定科目〉

下記に、混同しがちな勘定科目の一覧を掲げていますので、ご確認ください。

| 資 産              |                                                   | 負 債     |                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------|
| 前 払 金<br>(前 渡 金) | 商品代金等で前払したもの                                      | 前 受 金   | 事前に受け取った商品代金等                                     |
| 前 払 費 用          | 一定の契約に従い継続して役務提供を受ける場合、代金を支払済みだが役務提供をまだ受けていないもの   | 前 受 収 益 | 一定の契約に従い継続して役務提供を行う場合、役務をまだ提供していないが、代金の支払を受けているもの |
| 未 収 金            | 本来の営業取引に無関係で、役務提供契約ではない物の売買等にかかるもの                | 未 払 金   | 本来の営業取引に無関係で、役務提供契約ではない物の売買等にかかるもの                |
| 未 収 収 益          | 一定の契約に従い継続して役務提供を行う場合、既に役務提供はしているが、代金の支払を受けていないもの | 未 払 費 用 | 一定の契約に従い継続して役務提供を受ける場合、役務提供を受けたが代金を支払っていないもの      |

- ※ 前払費用の例として、前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料等があります。
- ※ 固定資産や事務消耗品の購入代金でまだ支払っていないものは未払費用ではなく「未払金」が適切です。

### 2 短期前払費用の損金算入

役務提供を受けていないが代金を支払済みの場合は、原則として「前払費用」に計上しますが、次の2つの条件を満たすものは、前払費用として資産計上することなく、損金に算入することができます。

- (1) 1年以内に提供を受ける役務にかかるもの
- (2) その額を継続してその支払の日の属する事業年度の損金の額に算入しているもの

※ 中小企業の会計に関する指針においても、法人税の取扱いにあわせ、前払費用で継続適用等の条件を満たすものは費用処理することが認められています。

#### 〈経過勘定の貸借対照表上の表示〉

経過勘定は、次のように貸借対照表に表示します（中小企業の会計に関する指針32）。

|         | 表 示 項 目                       | 表 示 箇 所  |
|---------|-------------------------------|----------|
| 前 払 費 用 | 前払費用                          | 流動資産     |
|         | 長期前払費用（事業年度の末日後1年を超えて費用となる部分） | 投資その他の資産 |
| 前 受 収 益 | 前受収益                          | 流動負債     |
|         | 長期前受収益（事業年度の末日後1年を超えて収益となる部分） | 固定負債     |
| 未 払 費 用 | 未払費用                          | 流動負債     |
| 未 収 収 益 | 未収収益                          | 流動資産     |

※ 前払費用と前受収益は、長期と短期に分けることになっています。